

事業結果説明書

1 事業の実績

(1) 事業の実施期間

平成30年9月21日～平成31年3月29日

(2) 事業の実績の説明

1 スポーツ仲裁等の理解増進のための活動

1. 競技団体・競技者・指導者等を対象とする研修会

1 研修会

(1) 活動内容

スポーツ仲裁規則3条1項に規定されている競技団体（日本オリンピック委員会、日本体育協会、日本障がい者スポーツ協会およびそれらの傘下）に所属している競技者・指導者等を対象としてスポーツ仲裁及び調停の理解の増進のために研修会受け入れ先競技団体に働きかけを行って、研修会を開催した。したがって、受け入れ先スポーツ団体の開催する研修会のプログラムの一部に組み込まれる形となっている。

競技者・指導者等に説明を行い、理解を深めてもらう活動を受託期間中（平成30年9月21日から平成31年3月29日まで）に7回行った。

事前に研修会を開催する団体との間で打合せを行い、仲裁と調停の違い、スポーツ仲裁、ドーピング仲裁、及びスポーツ調停の手続等を含めた紛争解決の仕組みのほか、競技団体のニーズを聞き出し、指導者の体罰等への対策、ガバナンスの必要性、また紛争の予防などを、パワーポイント及び配布資料等を利用してわかりやすく説明した。

潜在的な競技者・指導者となりうる層である大学生・大学院生についても、大学の協力のもと研修を行うことができた。

アンケート調査については、研修会終了後のアンケートが効果的であるが、上記の通り、受け入れ先スポーツ団体の研修会の一部とする形式のため、当機構が独自にアンケートを行う状況ではない。そのため、アンケート結果は、受け入れ先スポーツ団体が一連の会全体に対してアンケートを行ったデータから提供を受けることができたものに限定される。とはいえ、受講者からのフィードバックは重要であり、適宜メールにて研修会担当者から意見をもらうことも行った。

(2) 活動体制

研修会については、基本的には当該事業担当の理解増進事業専門員が研修先の競技団体と協議のうえ、研修内容の企画、運営を行い、また講師となった。研修会の開催運営や準備報告等に伴い、理解増進事業補助職員を配置し、理解増進事業専門員の業務を補助するとともに運営の円滑化に努めた。当団体事務局員は、円滑に研修会が実施できるように適時対応した。

研修会では、スポーツ仲裁及び調停の事例を説明した小冊子、ドーピング紛争仲裁事例についての小冊子、及び競技団体のガバナンスについて分かりやすく説明した小冊子等を利用し、情報が手元に残るような形で進めた。

(3) 実施日程

	開催日時	競技団体名	開催場所	時間(分)	人数	主な対象者	講師
1	2018年11月25日	全日本アーチェリー協会	グランドホテル白山(石川県白山市)	90	75	競技者・指導者・競技団体役員	小川和茂
2	2018年12月7日	日本障がい者スポーツ協会	国立スポーツ科学センター(東京都北区)	90	26	指導者・競技団体役員	小川和茂
3	2019年3月7日	全日本弓道連盟	明治神宮至誠館(東京都渋谷区)	90	70	競技団体役員・指導者	小川和茂
4	2019年3月9日	函館市体育協会	函館アリーナ(北海道函館市)	90	80	コーチ、競技者	小川和茂
5	2019年3月10日	青森県競技力向上	サンセール青森(青森県青森市)	90	51	指導者・コーチ、競技団体役員	小川和茂

		本部					
6	2019年3月22日	旭川市体育協会	市民交流センター COCODE (北海道旭川市)	90	70	指導者、 競技団体役員、 競技者	小川 和茂
7	2019年3月24日	日本チアリーディング協会	札幌大学 (北海道札幌市)	50	25	指導者・ 競技者・ 競技団体役員	小川 和茂

(4) 評価

計画では6～8回を予定していたが、結果的には7回の開催となった。競技団体に対する研修会の案内を送る時期が競技団体等における上半期の研修計画を策定する時期を過ぎているために、開催依頼を送付しても、反応は薄かった。その割には、計画の回数を達成できた背景には、前年度までの理解増進活動が口コミで競技団体間に広まったことが考えられる。

また、時間的には90～120分間とするものを複数回開催することができた。スポーツ仲裁・調停に関する詳細な内容について伝えることができる上に、競技団体からのニーズが多かったスポーツ紛争の予防に関する理解も深めてもらえたと思われる。これらの点を考慮すると、十分な成果をあげたと考えられる。

また、参加者数が100人を超える研修会もあり、多くの受講者に対して、アクセスすることができた。参加者の顔ぶれについても、コーチ、指導者、保護者、協会役員及び競技者など幅広い層の参加がみられた。内容面については、昨今のスポーツ暴力問題やコンプライアンスの問題などの影響があり、スポーツ紛争の予防解決に関する幅広い内容を取り扱うことができた。

また、研修会後に行ったアンケートの結果や、競技団体担当者からのヒアリングによれば、参加者が満足していることが伺え、概ね目標をクリアしていると考えられる。

2. アウトリーチ活動

(1) 活動内容

研修会の対象者以外の競技者や指導者等に対して、幅広く当機構の存在について周知するために、国民体育大会（以下「国体」という。）を中心にアウトリーチ活動を行った。公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）と共催でアウトリーチ活動を行った。同活動は、移動式の簡易テントの内外でプレゼンテーションを行う説明方法で、国体等に

出張し、パンフレット、説明用の紙やパワーポイント又は簡単なクイズ等を利用して、会場に来ている競技者・指導者や競技関係者等を対象に情報提供・教育を行う方式をとった。また、競技者等への説明の質の向上やアクセス向上のため、JADA と説明の流れ等を事前に協議した。そして、今後の全国障がい者スポーツ大会におけるアウトリーチ活動のため、日本障がい者スポーツ協会の理事・職員と打合せを行った。

(2) 活動体制

アウトリーチ活動については、基本的に本事業の担当職員である理解増進事業専門員が中心となり、計画・打合せを進めた。実際のアウトリーチ活動の実施に関しては、理解増進事業補助職員が理解増進事業専門員を補助をした。

(3) 実施日程

【第73回国民体育大会夏季大会 愛媛】

1. 開催日：2018年9月29日

開催場所：福井県営陸上競技場（福井県福井市）

競技名：総合開会式

対象者：競技者、指導者、監督、都道府県体育協会役員、都道府県競技団体役員等

担当者：理解増進事業専門員 小川和茂

理解増進事業補助職員 村本宗太郎

<資料配布実績>

クイズ 67部（アウトリーチ配布）

しおり 75部（アウトリーチ配布）

(4) 評価

事業計画では、国民体育大会の夏季大会のアウトリーチ活動を計画した。さらに、当機構の冊子を事前配布する予定であったが、契約日においてはもはや事前配布の手配をすることは不可能であった。毎年2万部ほどを競技者・コーチ等に事前配布していたものが今年度は配布できなかったことは、遺憾であり、来年度の手続利用者数や相談件数にどのように反映されるのかが心配がある。その他の点については、おおむね計画通りのアウトリーチ活動を展開することができたと考えている。夏季国体の開会式は、幅広くアウトリーチ活動を行うように、活動方法を臨機応変に変更しつつ、競技者及び大会関係者に声かけを行い、当日は雨が降りしきる中でほとんどの選手は自分のチームのテントなどで過ごしており、外に出ている者はまばらだったという極めて厳しい状況の下での活動であったにも関わらず、70人程度にアクセスすることができた。

日本障がい者スポーツ協会の関係者からの説明によれば、現状では健常者との比較で言えば競技性の高い大会ではなく、なるべく多くの者に参加をしてもらえる機会を確保することが優先されている大会であるとの説明があった。現状ではスポーツ仲裁のアウトリーチ活動実施に

は色よい返答はもらえなかった。しかしながら、多くの障がい者アスリートにとっては、スポーツの入口となる大会であり、参加希望も多く紛争が無いわけではない。今後も日本障がい者スポーツ協会と連携しつつアウトリーチ活動が行えるよう進めていきたい。

3. 仲裁人等への理解増進活動

(1) 活動内容

本事業では、仲裁人等に対する「スポーツ仲裁法研究会」を年3回（内訳：関東2回、関西1回）、直近で下された仲裁判断の報告等を取り入れつつ、理解増進事業専門員が調査した国際的な最新の情報についての共有もしつつ、仲裁人等の資質向上のために開催した。また、同時にドーピング紛争仲裁判断等の専門的な要素を取り入れた「ドーピング仲裁研修会」を開催しドーピング仲裁に関する研修の位置づけとした。対象をスポーツ仲裁人・調停人等候補者だけではなく、スポーツ仲裁・調停を含むスポーツ法に造詣の深い日本スポーツ法学会会員等にも門戸を広げ、多種多様な意見交換をしつつ研修の質を高めた。

(2) 活動体制

当機構のリストに掲載されている仲裁人等の候補者は、スポーツに造詣深い法学系の大学教授、弁護士等であり、その中から、より専門的な知識を持ち、各トピックに精通している第一人者を選定し、報告者として講義形式で研究会を行った。また、理解増進事業専門員が、司会を務め、適宜仲裁事案に関する理論状況や争点の明示、国際的な判例の同項なども踏まえて議論が深まるようにしている。スポーツ仲裁法研究会における国際的な判断例の動向や議論の動向についての情報を収集するためには、国外の研究大会に出席をすることが重要であるところ、今年度については、オランダ・ハーグで開催された著名なスポーツ法研究機関である Asser Institute が主催する ISLJ Annual International Sports Law Conference（2018年10月25日及び26日開催。）に参加し、最新のスポーツ仲裁事情に関する情報の収集を行った。

理解増進事業専門員は研究会の企画・開催運営・司会や準備報告等を行った。加えて、事務局員は、円滑に説明会及び連絡会議が実施できるように適時対応した。

さらに、日本スポーツ法学会とも連携し、当機構の仲裁人等の候補者以外の法律家と相互に情報を交換し、より質の高い研修会とした。

(3) 実施日程

1. 開催日：2018年10月24日

開催場所：大阪弁護士会館（大阪府、中之島駅、淀屋橋駅など）

会議名：第43回スポーツ仲裁法研究会

研究会時間：135分

参加者：スポーツ仲裁人・調停人候補者、大阪弁護士会会員日本スポーツ法学会会員等

参加人数：27人

報告者：渡邊健太郎、前田卓朗

2. 開催日：2018年11月21日

開催場所：ハロー会議室虎ノ門（東京都、虎ノ門駅）

会議名：第41回スポーツ仲裁法研究会

研究会時間：150分

対象者：スポーツ仲裁人・調停人候補者、日本スポーツ法学会会員等

対象人数：41人

報告者：山内貴博、早川吉尚、棚村政行、福田弥夫

3. 開催日：2019年3月20日

開催場所：Natuluck 神田駅東口（東京都、神田駅、三越前駅ほか）

会議名：第45回スポーツ仲裁法研究会兼ドーピング仲裁研修会

研究会時間：150分

参加者：スポーツ仲裁人・調停人候補者、日本スポーツ法学会会員、JADA等

参加人数：34人

報告者：下條正浩、渡邊健太郎

(4) 評価

事業計画通り、年3回（関東2回及び関西1回）開催した。これらの研究会では、理解増進事業専門員が司会を行い、2016年度および2017年度に判断が出たスポーツ仲裁の仲裁判断及びスポーツ仲裁手続について仲裁人経験者や仲裁調停専門委託員からの報告があった。

第43回スポーツ仲裁法研究会、第45回スポーツ仲裁法研究会兼ドーピング仲裁研修会では、ドーピング仲裁判断を取扱いドーピング仲裁の実際に触れてもらいドーピング仲裁の専門的知識の養成が図られるようにした。これに関連して大阪で開催された土台43回スポーツ仲裁法研究会では、ドーピング仲裁手続一般について仲裁調停専門委託員からの説明をすることで、普段接することの少ないドーピング仲裁手続の理解を深めた上でドーピング仲裁判断についての研究を行い理解を今まで以上に深めてもらうことができたと考えている。

仲裁人経験者の知見が述べられると共に、司会を務めた理解増進事業専門員からは、ドーピング仲裁やスポーツ仲裁に関するCAS仲裁裁判例や他国の規律手続の判断などの世界的な仲裁判断例の傾向についてもコメントがされた。

2018年10月にオランダ・ハーグで開催されたInternational Sport Law Journal Annual Conferenceは2017年度から開催されているスポーツ法に関する国際会議であるところ、欧州のスポーツ法関係者が80名ほど参加して行われている。スポーツ仲裁のセッションもあり、ここでは、ドーピング関係の事件もが取り上げられており、今後のスポーツ仲裁法研究会での議論の深化に役立つものであり有益であった。

それぞれの研究会では、長時間の開催にもかかわらず、質疑応答も活発に行われた。スポーツ仲裁・国際商事仲裁・スポーツ法に関して豊富な知識を有する理解増進事業専門員が適切に議論をリードすることで、事案に関する理解が深まり今後のスポーツ仲裁事案の処理に大いに資することと思われる。

仲裁人候補者等の研修を目的としている研究会であるが、仲裁人候補者に限らず、日本スポ

一ツ法学会又は大阪弁護士会等多数の専門家との交流によって、内容の高度化、専門性が高まったと考えられる。

4. 理解増進活動全体の評価

スポーツ庁委託事業における理解増進活動は、競技者・指導者・競技団体に対する理解増進活動、国民体育大会におけるアウトリーチ活動、及び、仲裁人候補者に対する理解増進活動の3つの柱から構成される。

これらの活動を実施したからといって、直接すぐに効果が現れると考えるのは早計であり数値的な評価にはなじみづらい。すなわち、すべての競技者等がスポーツ紛争に巻き込まれる訳ではなく実際にスポーツ仲裁・スポーツ調停・ドーピング仲裁を利用する者は紛争がこじれにこじれた段階に至った者であるためごくわずかである。また、幸いなことに件数がまだ多くはないスポーツ仲裁案件を担当する仲裁人の数は限定的であり仲裁人に対する理解増進活動の結果習得した知識を活用する場面が多いというわけではない。委託事業の効果はある程度の時間を経て発揮される。

とはいえ、数値的な評価を敢えてするのであれば、本事業が2011年に開始されてからの仲裁申立件数や相談・問合せ件数、仲裁自動応諾条項採択率の変化が指標として利用できると考えられる。

仲裁申立件数は、2012年度までは年間5件程度であったものの、その後次第に件数は増加し、2016年度は8件、2017年度は7件と漸増し、2018年度は18件を数えるまでになった。もともと、仲裁申立件数の伸びには有意な差を見いだすことは難しいとの反論もあるだろう。そこで、次に相談・問合せの数を見ていただきたい。

当機構に対して相談・問合せをしてくる者がいる。2010年度までは20件から30件程度であったが、ここ数年110～120件程度をキープしている。傾向に変化が現れたのは理解増進事業が開始された2011年度からであり、当該年度では37件と40件に到達する目前であった。2012年度は75件と増加し、2013年度からは100件程度の相談・問い合わせ件数となった。

他方で、自動応諾条項の採択率については、2012年1月31日時点ではJOC加盟・準加盟団体について5割を切っていたが、2016年3月31日時点では7割に達し、2019年3月時点で9割となった（他方、障がい者スポーツ協会加盟・準加盟の団体は3割弱にとどまっている。）。

以上の様に、単年度ではなく複数年度で見れば、スポーツ仲裁理解増進事業は着実にその成果を上げていることが理解できる。競技者や競技団体に関わる者の入れ替わりがかなりあることを考えれば、今後も継続して理解増進事業は行う必要がある。

2 多様なスポーツ紛争事例がある海外機関での研修及び調査研究の実施

(1) 国内研修及び海外派遣期間

国内研修：2018年 9月21日～2018年11月 6日

海外派遣：2018年11月 7日～2019年 3月16日

国内研修：2019年 3月17日～2019年 3月29日

(2) 派遣先

派遣先は、チューリッヒ大学法学部であり、受入担当教授は、Christian Schwarzenegger 教授である。チューリッヒ大学は、チューリッヒ大学スポーツ法を含む LLM コースも開講しており (LLM コース (通年)、CAS コース (半期))。スイス・ローザンヌに本拠を置く Court of Arbitration for Sport (以下「CAS」という) の仲裁人を務める教授も存在している。

(3) 派遣者

杉山 翔一 理解増進事業専門員、弁護士

専門：スポーツ法、スポーツ仲裁、アンチ・ドーピング、仲裁法、競争法等

(4) 研修内容及び報告

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで2年を切り、わが国はアンチ・ドーピング体制の整備が求められており、また東京オリンピック大会においてスイス・ローザンヌに本拠を置く Court of Arbitration for Sport (以下「CAS」という) がアドホック部及びアンチ・ドーピング部を開催都市である東京に設置することが想定されている。

そこで、海外研修中、派遣者に対し、主に以下の3つのテーマに関する調査、研究を行わせた。

調査項目① CASにおける仲裁制度

－1 CAS アドホック部の仲裁制度

－2 CAS アンチ・ドーピング部の仲裁制度

調査項目② スイス国際私法典第12章

－CAS 仲裁判断の取消、再審制度

調査項目③ アンチ・ドーピング

－スイス連邦におけるアンチ・ドーピング活動の状況

多様なスポーツ紛争事例がある海外機関での研修及び調査研究事業の詳細な報告については、「報告書」及び別紙1から4の通りである。

(5) 評価

本年度の海外派遣研修においては、CAS のアドホック部及びアンチ・ドーピング部の手続の詳細、スイス国際私法典に基づく仲裁判断の取消制度の詳細、アンチ・ドーピング関連法の詳細の記載された報告を受けることができた。また、海外派遣研修を通じて、スイスで活躍する

実務家を中心に、人脈を構築することができた。

当機構が 2019 年度以降、仲裁調停機関として役割を果たすと共に、わが国におけるスポーツ仲裁制度の普及・啓発を行う上で、報告書の内容は大いに評価できる。